

**携帯電話用周波数の再割当てに係る
円滑な移行に関するタスクフォース
報告書（案）概要**

令和4年12月

1. 検討の経緯

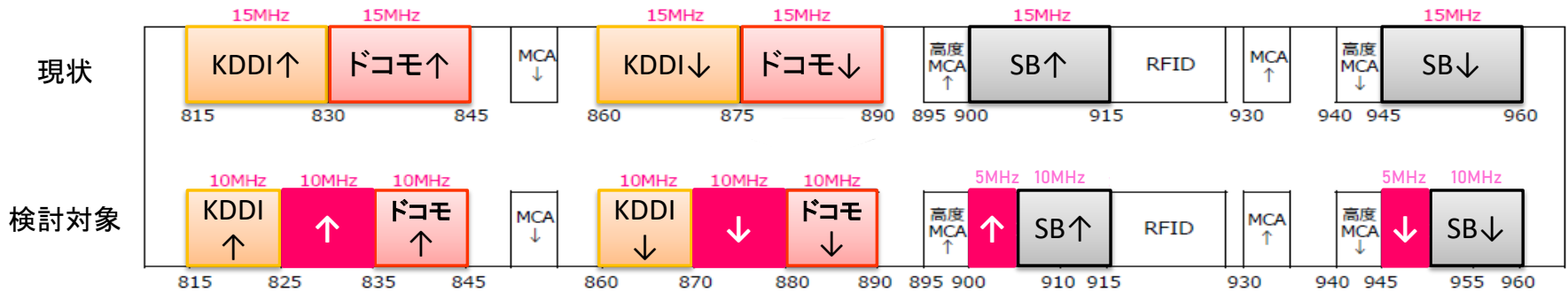
◆ 先の通常国会において「電波監理審議会の機能強化」や「携帯電話等の周波数の再割当制度」を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)」が成立し、令和4年10月1日に施行された。

【再割当制度】携帯電話等の周波数について、次の①～③のいずれかの場合に再割当てができる

- ① 電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないとき
- ② 開設指針制定の申出があったとき(競願の申出)
- ③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と認めるとき

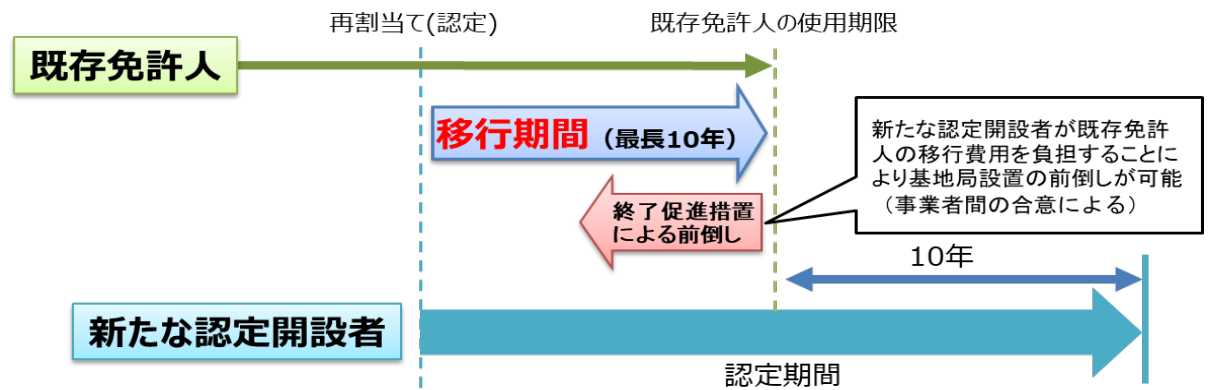
◆ 本タスクフォースは、再割当要望のあったプラチナバンドを念頭に、開設指針制定の申出が行われ、開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等を検討。

プラチナバンドの周波数 (800/900MHz帯)



再割当て要望のあった周波数(合計15MHz幅×2)

再割当制度における周波数移行の実施イメージ



(1) 開設指針制定の要否の検討にあたっての考え方

競願の申出によって既存免許人以外の者に再割当てを行う場合、周波数移行に多大な作業の負担が生じることから、これを上回る電波の能率的な利用が確保されることが必要。開設指針制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- ◆ 申出人による有効利用の程度の見込みが既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること。
- ◆ 再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること。
- ◆ 改正電波法による開設計画の認定期間が従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること。

(2) 周波数移行を行う際の考え方

再割当てに伴う円滑な周波数移行を実現するため、携帯電話事業者同士による周波数移行を行うものであることや、改正電波法に対する附帯決議(既存免許人の利用者に係る不利益への十分な考慮を指摘)等を踏まえ、以下の点に留意することが必要である。

- ◆ 既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力して迅速な移行及び基地局展開に努めること。
- ◆ 既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないように適切な移行期間等を設定すること。
- ◆ 新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること。

3. 移行期間の考え方

移行期間の基本的な考え方

(1) 標準的な移行期間

- ◆ 電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保障されていないことを勘案すれば、再割当ての時点から5年間を標準的な移行期間とすることが適当である。

(2) 標準的な移行期間を超える場合

- ◆ 既存免許人の無線局について、計画的に移行を実施しても5年以内に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に悪影響が生ずる場合は、移行完了予定時を勘案して、周波数の使用期限(移行期間)を決定することはやむを得ないものとする。
- ◆ ただし、この場合、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるよう、既存免許人の周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させることが必要である。

プラチナバンドにおける移行期間の考え方

(1) プラチナバンドにおける移行期間

- ◆ プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業のうち、レピータ交換は、新規認定開設者による基地局の開設に必須であることから、レピータ交換に要する作業期間を勘案して、移行期間を設定することが適当である。
- ◆ 移行期間の設定にあたっては、既存免許人に対して、レピータの移行計画の概要等の報告(改正電波法 § 27の12 V, VI)を求め、当該移行計画が標準的な作業工程に基づいて算定されており、上記「(2) 標準的な移行期間を超える場合」に照らして整合するときには、調査結果を勘案して5年を超える移行期間を設定することができることとするのが適当である。なお、移行計画の妥当性については、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当である。

(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため、以下の措置を講ずることが適当である。

◆ 周波数の移行計画の策定・進捗管理(開設計画認定後)

総務省は、既存免許人に対し、周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画等を踏まえた移行計画の報告を求める。移行計画の妥当性については、専門的な知見を有する者等の第三者による確認を行う。総務省は、電波の利用状況調査の一環として、既存免許人に対し移行計画の進捗状況の報告を求め、電波監理審議会による評価を行う。

◆ 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

(ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする。

(イ) 再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。

4. 移行費用の負担の考え方

移行費用の負担の基本的な考え方

(1) 費用負担の基本的な考え方

- ◆ 再割当制度においては、免許の有効期間内に使用期限が設定された場合、国が「通常生ずべき損失」の補償を行うこととされているが、無線局免許の有効期間の満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止することとされている。
- ◆ このため、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用については、既存免許人の負担を原則とすることが適当である。

(2) 終了促進措置の活用

- ◆ 競願の申出による周波数移行は、開設計画の審査の結果、申出人の開設計画が認定された場合に実施されるものであり、また、終了促進措置は、本来的に当事者間の合意をベースに任意で行われるものであることを踏まえると、競願の申出による周波数移行において、終了促進措置の活用を任意とすることが適当である。

プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方

(1) レピータ交換

- ◆ 既存免許人の負担を原則とする。新規認定開設者の希望により、既存免許人に対して移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担することが適当である。

(2) 基地局の増強

- ◆ 既存免許人の負担を原則とする。既存免許人の基地局増強に係る費用は、既存免許人の使用する周波数帯幅の縮減に起因する影響緩和に要する容量対策のための費用であり、本来的には事業者の自助努力により対応すべきものであることから、終了促進措置の対象外とすることが適当である。

(3) 基地局の受信フィルタの挿入等

- ◆ 実機検証の結果から、基地局の受信フィルタは、通信品質を向上させる一定の効果が確認できたが、新規認定開設者の端末が既存免許人の基地局から遠ざかる、新規認定開設者の基地局が稠密に開設されるなどにより、影響の程度が低減されることから、フィルタ挿入を行わないことで既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えないと考える。
- ◆ フィルタの挿入は、技術基準で規定されておらず、携帯電話事業者のポリシーの下に挿入の判断を行っているものである。
- ◆ 以上から、既存免許人の負担を原則とし、新規認定開設者の基地局開設に必須の作業とは言えないことから、終了促進措置の対象外とすることが適当である。

その他再割当制度の運用にあたって留意すべき事項

(1) 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進

- ◆ プラチナバンドで使用されている小電力レピータは、対応周波数が物理的に固定されていることから、周波数移行の際にハードウェアの交換作業が必要となる。近年、ソフトウェアの設定変更等のみで対応周波数を変更できる無線設備が登場していることから、総務省は、将来の周波数移行の早期かつ円滑な実施が可能となるよう、ソフトウェア等で周波数を変更可能な無線設備の導入促進を検討すべきである。

(2) 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立

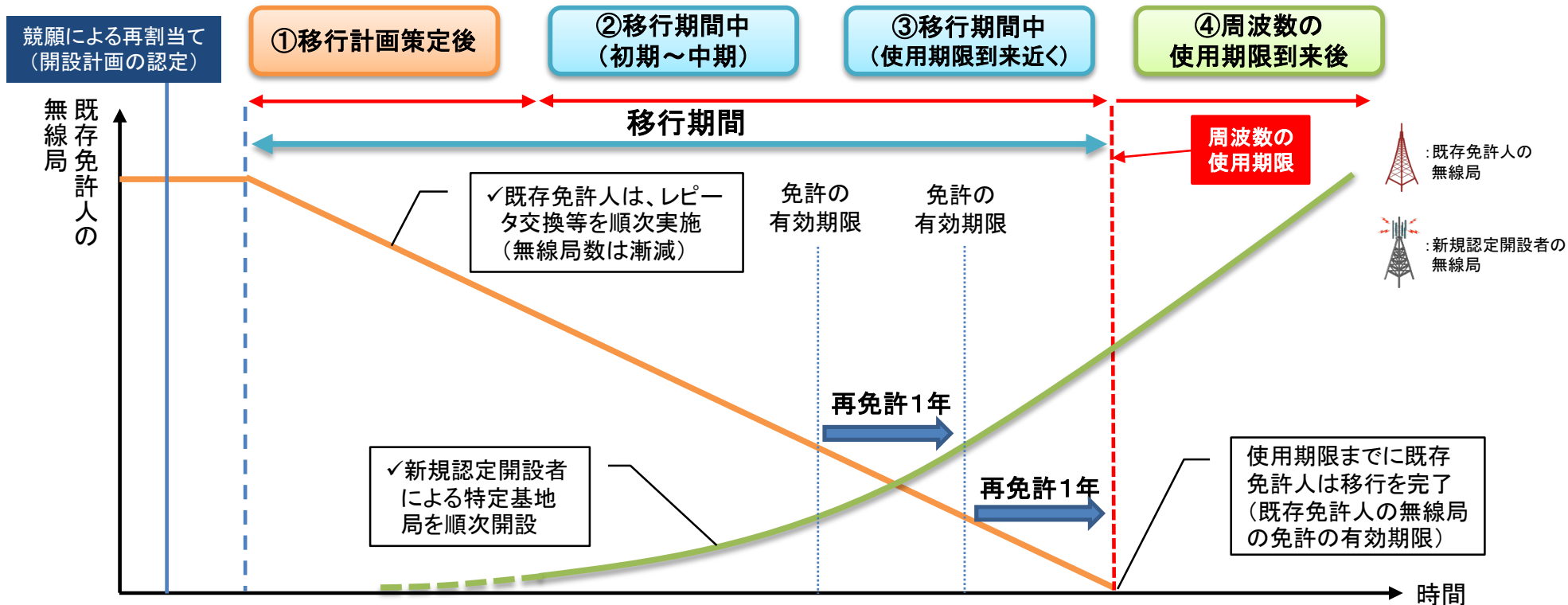
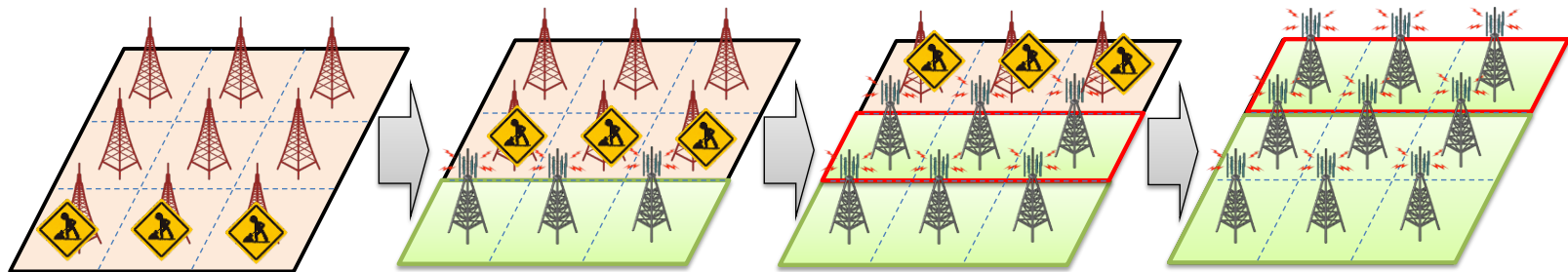
- ◆ 再割当てによってプラチナバンドの周波数移行が行われる場合、既存免許人は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の5G展開に係る国家戦略実現に向けた取組を推進することを前提としつつ、再割当てに係る移行をできるだけ早期にかつ確実に進めることが可能な計画を策定することが必要である。

(3) 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組

- ◆ 周波数再編アクションプラン(令和4年度版)(案)において、2025年度末までの目標として、4.9GHz帯、26GHz帯、40GHz帯などの6GHz幅を新たに携帯電話用に割り当ててを掲げているが、総務省は、携帯電話システムが多くの国民から利用されている周波数利用効率の高い無線システムであることを踏まえ、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要である。

6. 周波数移行の実施イメージ（標準的な移行期間を超える場合）

- ◆ 既存免許人は、移行計画に基づき、レピータ交換作業等の移行作業を実施し、既存免許人の無線局数を漸減させる。
- ◆ 新規認定開設者は、移行作業が完了し、基地局を開設可能となったエリアから順次基地局を開設する。



競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行のイメージ